

○令和四年農林水産省告示第千四百十五号（租税特別措置法施行令第六条の二第一項及び第三項並びに第二十八条の七第一項及び第三項等の農林水産大臣が定める要件）

（制定：令和四年九月十五日農林水産省告示第千四百十五号）

（最終改正：令和六年三月三十日農林水産省告示第六百七十九号）

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の二の二第一項及び第三項並びに第二十八条の七第一項及び第三項の規定に基づき、農林水産大臣が定める基準を次のように定める。

（環境負荷低減事業活動用資産）

第一条 租税特別措置法施行令第六条の二の二第一項及び第二十八条の七第一項に規定する農林水産大臣が定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 認定基盤確立事業（環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号。以下「促進法」という。）第四十一条に規定する認定基盤確立事業をいう。）により製作された機械等（機械若しくは装置、器具若しくは備品又はこれらを組み合わせたものをいう。以下同じ。）であって、次のイからハまでのいずれにも該当するものであること。

イ 次のいずれかに該当するものであること。

(1) 慣行的な生産方式と比較して、化学的に合成された肥料又は農薬の施用又は使用の減少に資する機械等（基盤確立事業実施計画（促進法第三十九条第一項に規定する基盤確立事業実施計画をいう。ハ及び次条第二号において同じ。）に係る促進法第三十九条第四項の規定による認定の際、複数の営農条件で有効性の確認が行われたものに限る。

(2) 環境負荷低減事業活動（促進法第二条第四項に規定する環境負荷低減事業活動をいい、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動に限る。）の安定に不可欠な機械等

ロ 当該機械等の属する型式区分（当該機械等に係る基盤確立事業（促進法第二条第五項に規定する基盤確立事業をいう。ハにおいて同じ。）を実施する者が生産した同一の種別に属する機械等を型式その他の事項により区分した場合の各区分をいう。ハにおいて同じ。）に係る販売が開始された日が、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十一条の四第一項又は第四十四条の四第一項の規定の適用を受けようとする農林漁業者（促進法第二条第三項に規定する農林漁業者をいう。）が当該機械等を導入した日の十年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。

ハ 基盤確立事業実施計画に係る促進法第三十九条第四項の規定による認定を受けた日までの当該機械等の国内における累計販売台数が、当該機械等に係る基盤確立事業を実施する者が生産した旧型式区分（当該機械等の属する型式区分に次いで新しい型式区分（当該機械等と同一の種別に属する機械等の型式区分に限る。）をいう。以下、ハにおいて同じ。）に属する機械等の国内における累計販売台数を下回っていること。ただし、当該機械等に係る基盤確立事業を実施する者が存在しない場合には、その限りではない。

- 二 前号に該当する機械等と一体的に整備された建物等（建物及びその附属設備並びに構築物をいう。次条第一号において同じ。）であること。

（基盤確立事業用資産）

第二条 租税特別措置法施行令第六条の二の二第三項及び第二十八条の七第三項に規定する農林水産大臣が定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 専ら化学的に合成された肥料又は農薬に代替する生産資材（普及が十分でないものに限る。）を生産するために用いられる機械等及び当該機械等と一体的に整備された建物等であること。
- 二 前号について、基盤確立事業実施計画に係る促進法第三十九条第四項の規定による認定の際、確認が行われたものであること。